

(別記第12号様式)

返 還 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

(申請者)

住所 〒 —

氏名 ⑩

TEL — —

修学生との関係 本人・()

下記のとおり保育士修学資金の返還免除を申請します。

修学生番号		修学生氏名	
養成施設名			
貸付期間	平成 年 月	～	平成 年 月
貸付額 ①			円
返還済額②			円
免除申請額	①－②		円
免除理由 *該当項目に ○を付ける	(当然免除) 1 卒業後1年以内に保育士登録を行い、都内において所定期間引き続き保育士業務に従事した 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった (裁量免除) 3 死亡、障害その他やむを得ない事由により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなった 4 都内において、2年以上保育士業務に従事した		
備考	上記3～4については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご覧ください。		

(注) *添付書類については裏面をご確認ください。

従 事 先	名称			
	所在地	〒 —	TEL — —	
	職種		雇用形態	常勤・非常勤
	従事期間	平成 年 月 日から	年 月 日まで	
従 事 先	名称			
	所在地	〒 —	TEL — —	
	職種		雇用形態	常勤・非常勤
	従事期間	平成 年 月 日から	年 月 日まで	

*現在も従事先に従事している場合、従事期間の「 年 月 日まで」欄を二重線で削除してください。

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

また、免除理由によっては、申請書以外に提出が必要な書類がありますので、それらもあわせてご提出ください。

<免除について> 東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 1 1 条 会長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

① 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、東京都の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、東京都及び当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（第 3 条第 1 項(1)②のアに規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は第 3 条第 1 項(1)②のアに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、東京都外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 1 4 条 会長は、貸付対象者等が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、障害その他やむを得ない事由により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 東京都の区域内において 2 年以上第 1 1 条第 1 項(1)に規定する業務に従事したとき。
返還の債務の額の一部

<添付書類>

該当条文	提出書類
規則第 1 1 条(1)①	・保育士業務従事届（別記第 1 1 号様式）
規則第 1 1 条(1)②	・労働災害の認定を証明する書類 ・死亡届（別記第 1 3 号様式） ・死亡診断書又は医師の診断書
規則第 1 4 条(1)	・死亡届（別記第 1 3 号様式） ・死亡診断書又は医師の診断書
規則第 1 4 条(2)	・当該事実を証明する書類
規則第 1 4 条(3)	・保育士業務従事届（別記第 1 1 号様式）

[留意事項]

第 11 条(1)②でいう「心身の故障のため業務を継続できない」とは、長期に亘り就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。

第 14 条(1)(2)については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。(3)については、本人の責任により免職されたり、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用はしません。